

F 津奈木小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての児童に関係する問題である。

いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指して行われなければならない。しかし一方で、学校は成長途上にある児童が集まる場所である以上、人間関係のトラブルが全く生じないことはあり得ない。重要なことは、発生したいじめ事案の解決を自校の最優先課題と位置付け、早期解決に取り組むことである。組織的に対応することは、中長期的にみて、全ての児童及び教職員が安全・安心な学校生活を継続するための最善策である。

(2) いじめの定義

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2 学校の基本方針の内容

本校の基本方針は、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係諸機関間の連携等をより実効的なものにするため、具体的な内容や運用を明らかにするとともに、いじめ防止等のための取組を定めるものである。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることから、いじめの問題を根本的に克服するためには、いじめの未然防止が重要である。学校での教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことを単なるスローガンとしてではなく、実生活における行動として身に付けさせることが必要である。また、いじめの背景にはストレス等の心理的な要因もあることから、その解消・改善を図るなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。

心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを行い、いじめを生まない土壌をつくり上げるようにする。

学校におけるいじめの問題は社会全体で対応することが重要であることから、市民全体がいじめにかかわる取組の重要性について認識し、地域・家庭と一体となって取り組んでいけるような普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童の些細な変化に気づく力を高めることが必要である。いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。その際、表面的形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って行わなければならない。けんかやふざけ合いであっても児童生徒の被害性に着目し心身の苦痛を感じていれば積極的に認知するようにする。

(3) いじめへの対処

① 情報の集約

教職員はいじめに関する情報を抱え込まず、校内の「情報集約担当者」に情報を提供しなければならない。また、対応方針の決定は、教職員個人の判断ではなく「組織」で行う。

② 家庭、地域、関係機関との連携

学校と地域、家庭が連携・協力して、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができる環境づくりを推進する。

学校や教育委員会が、いじめの児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係諸機関（警察、福祉事務所、児童相談所、医療機関等）との適切な連携を行う。

4 いじめ防止等対策委員会の設置

(1) 目的

「いじめの防止等の対策のための組織」（法第22条）に基づき、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、常設の組織を設置する。組織の名称は、「生徒指導・いじめ対策委員会」とする。

(2) 機能

- 学校が把握したいじめに対して、組織的な対応を推進するとともに、その取組に対して協議、調整、評価を行う。
- 「津奈木小学校いじめ防止基本方針」について検討を行う。
- 学校が把握したいじめの重大事態に対して、教育委員会と連携し対応する。

(3) 構成等

- いじめ情報集約担当者を中心に本校の複数の教職員で構成する。
- 学校の管理職、情報集約担当者、生徒指導担当、人権教育担当、学級担任で構成する。なお、問題の状況等に対応して関係教職員などが参加する。

5 学校における取組

(1) いじめの防止のための取組

構成員	校長、教頭、人権教育主任、生徒指導担当(情報集約担当者)、該当学年担当（必要に応じて養護教諭）
-----	---

① いじめについての共通理解

- ア 校内研修や職員会議で教職員に本校のいじめ防止基本方針の周知を図る。
- イ 「心のきずなを深める月間」や「人権集会」等で、全校児童に対するいじめに関わる講話等を行う。
- ウ PTA総会や学級懇談会等で、保護者に対するいじめに関する講話等を行う。
- エ 学校ホームページに「津奈木小学校いじめ防止基本方針」を掲載し、保護者や地域住民への啓発を図る。

② いじめに向かわせない態度・能力の育成

- ア 学校の教育活動の中心である授業では「主体的・対話的で深い学び」の創造に取り組む。
- イ すべての教育活動を通して、道徳教育や人権教育の充実を図る。
- ウ 学校行事等を通して、集団の一員としての自覚や自信を育み、児童がお互いに認め合える人間関係を育む。
- エ 児童会活動を通して、児童自らがいじめを防止する取組を行う。
- オ ささまざまな体験活動や読書活動を通して、心が通い合うコミュニケーション能力を養う。
- カ 異学年間の人間関係を深め、継続する力、感謝する心、協力する心を育む。

③ いじめが起きにくい集団の育成

- ア 学校行事を通して、児童がお互いに協力してやり遂げるときの達成感や感動を共有させ、よりよい人間関係や社会性を育てる。
- イ 児童がお互いを認め、あいさつが飛び交い、個性を尊重しあうような学級経営を行う。
- ウ わかる授業や学ぶ楽しさを実感できるような授業づくりに努め、すべての児童が参加し活躍できる授業を工夫する。
- エ チャイムが鳴ったら授業を始め、正しい姿勢の保持、話の聞き方や発表の仕方などを指導し、授業中の学習規律の徹底を図り、チャイムが鳴ると同時に授業を終わる。

④ 児童の自己有用感や自己肯定感の育成

- ア すべての児童に対して、児童が主体的に行動する場面を設定し、認め、ほめ、励ますことに努める。
- イ 学校行事や体験活動を通して、児童が人と関わることの喜びや大切さに気づき、お互いに関わり合いながら絆づくりを進める。その中で、他の役に立っている、他人から認められて

いるという自己有用感を感じていく場面や機会を設定する。
ウ 教師は、すべての児童に対して、一人の人間としての対等な関係であることを自覚し、児童を傷つけたりいじめを助長したりすることがないように指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見の取組

- ① 欠席が数日続いた児童については、背景にいじめがないか担任、養護教諭連携のもと慎重に確認する。
- ② 定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、いじめの実態把握に取り組む。
- ③ 「いじめのチェックリスト（保護者用、教職員用、学級担任用）」を定期的実施し、その分析を行う。
- ④ いじめについて児童や保護者が、校内で相談できる場所及び教職員等について、周知徹底を図る。
- ⑤ 児童、保護者、地域等へ、電話、メール等での相談の窓口を周知する。
- ⑥ 教員は日常的に児童の様子に目を配り、日記等を活用して交友関係や悩みを把握する。
- ⑦ 児童の心身の状況に全職員で配慮し、「愛の1・2・3運動+1（プラスワン）」に取り組む。
- ⑧ 養護教諭と学級担任が連携し、いじめの早期発見と迅速な対応に努める。
- ⑨ 毎週水曜日の児童理解の時間に情報を出し合い、対応について共通理解を図る。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
 - イ いじめの疑いがある相談や訴えがあった場合、その児童の立場に立って、話を十分に聴いたうえで可能な限り早急に対応する。
 - ウ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ② いじめの事実確認と報告
 - ア 情報集約担当者が中心となり、いじめの事実確認を行う。
 - イ 事実確認段階は、一方的、一面的な解釈で対処しないことやプライバシーを守ることに注意し、決していじめか否かの判断や説諭等を行わない。
 - ウ いじめの最終的認知は、「生徒指導・いじめ対策委員会」で行い、対応方針も同委員会で協議し、決定する。
 - エ 家庭訪問等により、事実確認の内容を可能な限り迅速に保護者に伝える。
 - オ いじめが犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められる時、もしくは重大な被害が生じるとおそれがある時は、教育委員会、水俣警察署と相談し適切に対処する。
- ③ いじめられた児童又はその保護者への支援
 - ア いじめられた児童や保護者に寄り添い支える体制をつくる。
 - イ いじめた児童に対しては、児童の人格の形成を前提に、本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的な配慮をしながら、毅然とした態度で指導する。
- ④ いじめが起きた集団への働きかけ
 - ア 臨時の全校集会・学年集会を開き、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育てる。
 - イ 学級全体で話し合うなどして、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
 - ウ いじめを止めることができないときは、誰かに知らせる勇気を育てる。「SOSの出し方に関する教育」と関連させながら指導する。
 - エ いじめの解決には当該児童の人格の形成を前提に、望ましい人間関係の修復を経て、集団活動を取り戻すよう働きかける。
- ⑤ ネット上のいじめへの対応
 - ア 学校における情報モラル教育を進め、児童に対して、適切な使用について指導する。また、保護者への理解、啓発に取り組む。
 - イ ネット上での不適切な書き込み等を把握した場合、直ちに削除する措置をとる。校長は、事実確認した結果を教育委員会に報告する。
 - ウ 児童、保護者及び教職員の代表によるワークショップを開催し、ネット利用等に関するルールを策定する。また、このルールは、原則、毎年見直すこととする。

(4) 教育相談体制

- ① なかよしアンケートを基に、児童一人一人に担任等が教育相談を実施し、いじめの早期発見に努める。
- ② 必要に応じスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の関係者に依頼し教育相談を実施する。

(5) 児童が主体となる取組

- ① 児童会を中心にいじめ根絶の宣言を実施する。
- ② 縦割り班活動や栽培活動を通し、命を大切に作る心情を育てる。
- ③ ボランティア活動に積極的に取り組み、豊かな心の育成に取り組む。

(6) 研修

- ① 年度当初、「くまもとの教職員像」「熊本県教育委員会の教育方針」「各課取組の方向」(特に人権教育取組の方向)の輪読を行うなど、共通理解を図る。
- ② 人権レポート研修を実施し、全ての教職員で人権意識を高める。
- ③ 町人権教育研究会や人権教育ブロック研修会を活用し、いじめについての意識を高める。
- ④ 外部講師を招いた研修を実施するなどいじめ対応についての職員の能力を高める。

(7) 地域や家庭との連携

- ① PTA総会や役員会等で保護者に向けていじめについての本校の基本方針を説明し、理解と協力を得る。
- ② 保護者からのいじめの相談窓口(教頭、養護教諭)を設置し、相談体制を充実する。

(8) 関係機関との連携

- ① いじめが、犯罪行為、あるいはその疑いがあると認められる場合は、関係機関(教育委員会、警察、児童相談所、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等)と連携し、いじめの解消を図る。
- ② 毎年実施する「心のアンケート」の結果概要や、いじめの問題に関する学校評価の結果は、PTAや学校運営協議会等に情報を提供し、地域ぐるみでいじめ防止に取り組む風土づくりに努める。

(9) 重大事態への対応

- ① 重大事態の発生と報告
重大事態が発生した場合、事態発生について、速やかに教育委員会に報告する。
- ② 重大事態に対する調査及び組織
ア 事案が重大事態であると判断したときは、速やかに当該重大事態に係る調査(いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査)を行う。
イ 調査は、教育委員会と連携して実施し、事実関係を明らかにする。
ウ 調査により明らかになった事実関係等は、教育委員会に報告する。また、いじめられた児童や保護者に対して、適切に情報提供を行う。

(10) いじめの解消

- ① いじめに係る行為が3ヶ月以上止んでいること
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと(面談等により確認)

6 取組の評価等(PDCAサイクルについて)

- (1) 学校評価の「豊かな心をはぐくむ教育の推進」で、「いじめや問題への対応」の評価を実施し改善に活かす。
- (2) 人権旬間の振り返りでいじめの未然防止と早期発見、解消についての自己評価を行う。
- (3) 保護者アンケートや学習アンケートの結果を分析し、いじめの対応に活かす。